# 貝塚市後期高齢者重複多剤服薬対策事業委託仕様書（案）

貝塚市後期高齢者重複多剤服薬対策事業（以下「委託業務」という。）の仕様について、次のとおり定める。

## １ 事業の目的

貝塚市在住後期高齢者医療保険被保険者を対象に、重複投薬者・多剤投与者を抽出し、通知書の発送を通じた服薬状況の啓発、並びに服薬・保健指導対象者（以下「対象者」という）へ薬剤師による行動変容介入を実施する。服薬に関するアドバイスや適正な医療機関の受診に向けた服薬・保健指導を行い、被保険者の意識改善、健康被害の防止につなげることを目的とする。

## ２ 業務委託期間

契約締結日から令和９年３月３１日

## ３ 委託の内容

### （１）実施体制

①業務統括者を配置し、市職員と連携を密にし、円滑な事業運営に努めること。

②従事者は被保険者への服薬指導の実績を有する事業者に属し薬剤師の免許を有する者で、当業務に関する見解、能力を有する者とし平均従事年数が５年を超えていること。

③服薬指導（訪問、面談）を実施するにあたり、１回の指導には２名以上（少なくとも１名は抽出業務にあたる薬剤師）が業務履行場所へ来ることが可能であること。

### （２）業務内容

①レセプトデータ等を分析し、次のイ）、ロ）の対象者の抽出を行いリスト化する。

②上記分析結果より、イ）重複投薬対象者及び、ロ）多剤投与通知対象者の抽出を行い、イ）ロ）に応じた2種類の通知書を作成する。

通知書イ）：薬剤師による重複投薬状況の説明及びコメント付与による行動変容のきっかけとする内容とすること。

通知書ロ）：動機づけ・効果測定のためのアンケート作成およびかかりつけ医師、薬剤師への相談を促す内容とすること。

③2種類の通知書を同時発送すること。

④重複投薬対象者へ通知、電話を通じて服薬・保健指導参加者を募集し、通知を含

む郵送物の封入、封緘、送付作業及び行動変容介入の日程調整を行う。

⑤重複投薬対象者への面談、電話もしくは訪問を通じた服薬・保健指導を実施する。

⑥必要に応じてフォローアップの電話を実施する。

⑦多剤投与通知および服薬・保健指導実施後、再度レセプト分析の上、効果検証を行い最終報告会を実施する。

（３）通知・介入対象者について

貝塚市に在住する後期高齢者医療保険被保険者

ア）レセプトデータ分析による対象者の抽出

イ）多剤投与通知発送：約600人

ウ）重複投薬通知発送：約50人

エ）服薬・保健指導該当者への介入：訪問約20人、架電約10人

（４）業務の実施方法

①データ分析・対象者の抽出

業務に使用するレセプトデータ等は以下の（ア）（イ）のように規定する。重複投薬対象者、多剤投与通知対象者は市と協議・打合せの上、選定する。

（ア）抽出するレセプトデータは、医科レセプト、調剤レセプト及びDPCレセプト。
分析対象レセプトは令和８年１月～３月診療分

（イ）被保険者資格情報リスト

（５）レセプト分析に関する事項

①抽出された対象者には以下の内容を合わせてリスト化する。

（ア）対象者の氏名、性別、生年月日、年齢、被保険者番号、公費受給者番号

（イ）対象者が受診した医療機関名、医療機関コード、薬局名、薬局コード

（ウ）診療年月、処方された医薬品名、一般名、薬効名、投与日数、総量、薬価、単位

②リストについては以下のア～エを作成する。

（ア）重複投薬リスト（同一成分）

１か月もしくは３か月連続で、同一成分（問題のある症例）を２施設以上の医療機関から定期的に処方されている者。

（イ）重複投薬リスト（同薬効分類）

１か月もしくは３か月連続で、それぞれ同様の効能効果を有する薬剤を２施設以上の医療機関から定期的に処方されている者。

（ウ）多剤投与リスト

１か月もしくは３か月連続で、８剤以上（注射、漢方、外来処置、投与日数８日未満を除く）の薬剤を２施設以上の医療機関から定期的に処方されている者。

(エ）禁忌投薬リスト

１か月もしくは３か月連続で、２施設以上の医療機関から定期的に処方されている薬剤に併用禁忌薬がある加入者。

※上記リストの納品場所は高齢介護課に納品する。

（住所：〒597-8585大阪府貝塚市畠中１丁目17番１号）

（６）通知書作成及び発送

（４）の①で選定した対象者に対して、効果的な2種の通知書を作成し送付する。

発送時期は市と協議のうえ、決定する。

① 通知書の内容については、あらかじめ市と協議するものとするが対象者に応じた内容を掲載すること。

② 市の確認を受けた後、受託者は通知書の印刷、発送業務を行う。

③校正、印刷、発送に係る費用はすべて委託料に含めること。

（７）対象者への日時調整等に関する事項

①当事業の趣旨説明や訪問、電話及び面談に係わる日程調整窓口を受託者が設け、受託者と対象者の両者間で直接介入日を設定する。なお、対象者の電話番号は市が提供する。

②窓口では専用のフリーダイヤルを開設し、受託者と協議の上開設日時を定めるものとする。

（８）電話・訪問または面談による服薬指導

受託者は、対象者の状況を把握したうえで、薬剤師による服薬指導を実施する。

なお、指導の実施にあたっては適切な受診を妨げないように対象者に配慮すること。

①受託者は、対象者に適切な保健指導を行うことができるように、あらかじめ下記の内容を含んだマニュアルを作成し、市に提出する。

アかかりつけ医の確認及び上手な医者のかかり方等の助言

イかかりつけ薬局の推進に向けた助言

ウおくすり手帳の活用についての確認や助言

エ検査や薬剤等が重複することによる身体への影響等の説明

オ対象者及び家族からの質問または疑問に対する回答、健康相談その他必要な助言

②受託者は、業務の統括及び管理を行うとともに他の指導者の指導管理を行う責任者を配置する。なお、責任者は受託者の正規職員であることを必須とする。

③責任者は、薬剤師等服薬指導が可能な資格を有した者でなければならない。
④架電には、フリーダイヤルの番号を使用する。
⑤着手日から完了日については、市と協議して決定する。
⑥架電は直接対応を基本とする。対象者が留守番電話もしくは不在の場合には、対象者の性別・年齢等から土・日曜日を含め在宅率が高い曜日・時間帯を考慮して３回まで架電を行う。
⑦やむを得ず対象者と接触が出来ず、話の内容が分かる家族と対話出来た場合は、その者からの質問や相談に答えるとともに、対象者以外の家族の健康相談についても、可能な限り応じること。
⑧電話での指導及び健康相談のなかで対象者が希望した場合は訪問または面談による服薬・保健指導を実施する。なお、服薬・保健指導の１か月後に電話にて状況の確認を行うこと。
⑨業務完了後、業務実施内容が確認できるものを、紙ベースならびにデータファイルで提出すること。

（９）服薬・保健指導に関する事項
①訪問または面談による服薬・保健指導は２名以上（少なくとも１名は薬剤師）にて行うこと。
②服薬・保健指導時間は１人約30分を目安とする。
③対象者が決定した後、高齢介護課に対象者情報の連絡をする。
④訪問または面談での服薬・保健指導を実施した場合、現病歴や受診状況、生活状況、食生活等の聞きとりに加え、残薬確認等を行うものとする。
⑤電話の服薬・保健指導を実施した場合、以下の（ア）～（ケ）の内容について話した場合に費用が発生するものとする。
（ア）　服薬状況の確認
（イ）　体調の確認
（ウ）　残薬の確認
（エ）　アレルギーの有無の確認
（オ）　副作用歴の確認
（カ）　服薬中の薬の飲み合わせ（重複）に関する説明
（キ）　お薬手帳の有無の確認
（ク）　受診状況、次回受診日の確認
（ケ）　その他適正な医療受診に関する指導
⑥後期高齢者医療保険加入者への服薬・保健指導時は、事前にレセプト上より得られる情報（在宅時総合診療料、在宅時医学管理料など）を検討の上、後期高齢者の特性を十分に考慮した指導計画を立てること。

（１０）苦情対応

対象者からの苦情や要望等については、受託者が速やかに対応し、必要に応じて市に報告するものとする。

（１１）効果測定

事業実施後に実施前と実施後で費用等の事業効果についての分析を行う。分析にあたっては、下記のデータを用いて実施することとする。

効果検証レセプトデータは、医科レセプト、調剤レセプト及びDPCレセプト。

分析対象レセプトは令和８年10～12月診療分

（１２）最終報告会

①介入した対象者について、指導やアドバイス内容、頂いた質問等に対する回答のフィードバックとして個々に最終報告書を作成し、高齢介護課へ報告する。

②上記報告書に関する記載項目等は、高齢介護課と協議の上、決定するものとする。

4　補足事項

（１）事業運営に関する打ち合わせ費用、通知文作成費用、郵送費、データ加工費用、実施に必要な人件費、旅費、備品等は委託費に含めること。

（２）発送する通知文、使用する教材については、事前に市に提出、承認を得ること。

（３）その他、本仕様書記載事項以外でも有効と思われる提案があれば行うこと。

5　委託料の支払い

全ての業務が終了後、その内容を点検し、適当と認めたときは、請求額を支払うものとする。

6　機密保持

別記「貝塚市個人情報取扱特記事項」を参照のこと。個人情報の保護のため、プライバシーマーク等の公的な認証を受けていること。

7　提供するデータ等の取り扱いについて

（１）委託業務で使用する提供データ等の一部または全部の複写複製等を行うことは禁止することとし、複写複製等の防止措置を講ずることとする。

（２）提供データ等の搬送はセキュリティ便等、専門輸送サービスを展開する運送業

者により行うものとする。

（３）複写複製物等、委託業務の遂行にあたり作成した個人情報を含む媒体については、委託業務終了後、適切に廃棄又は消去を行うこととする。

8　再委託の原則禁止

受託者は、当該事業における総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理部分を再委託することはできない。ただし、あらかじめ市の承認を得て業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせるときはこの限りでない。また、本業務の契約金額に占める再委託金額の割合は、原則２分の１未満でなければならない。

9　その他

委託業務の実施に際して、技術提案の内容をそのまま実施することを確約するものではない。その他業務に関する事項は市の指示に従うこと。